

平成 27 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 富士重工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉永 泰之
(コード番号 7 2 7 0 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山藤 和典
(TEL 03-6447-8825)

訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社が、平成 26 年 3 月 13 日付「控訴の提起に関するお知らせ」にて公表いたしました防衛省向け戦闘ヘリコプター AH-64D に関する初度費請求訴訟の控訴審判決が、本日、言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決言渡しのある裁判所および年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 年月日 平成 27 年 1 月 29 日

2. 判決に至るまでの経緯

当社が防衛省から受注した戦闘ヘリコプター AH-64D の生産を行うために発生した初度費（特定の防衛装備品の製造のためだけに支出される設計費、専用治工具費、技術提携費等、主として製造の初期段階で支出される費用であり、製造機数に関わりなく一定額が発生する。具体的には、日本仕様へ変更するために当社が支出した金額などが含まれる。）については、平成 14 年度から平成 19 年度までの間は、防衛省の要求により、他の防衛装備品と同様に、事業年度毎にその調達機数毎に分割して（割り掛けて）支払われておりました。

しかし、平成 20 年度以降、防衛省は、戦闘ヘリコプター AH-64D の初度費残額の負担を一切拒否する見解を示し、現在に至るまで初度費残額は支払われておりません。当社は、防衛省に対し、初度費残額の支払いを継続して請求しておりましたが、防衛省から支払いを受けることができなかったため、当社は、平成 22 年 1 月 15 日に東京地方裁判所に対し、国を被告として、初度費の未償還額等 35,124 百万円の支払いを求めて訴訟を提起いたしました。

平成 26 年 2 月 28 日に東京地方裁判所により、上記訴訟の当社請求を棄却する第一審判決が言い渡されましたが、当社は、当該判決を不服として、平成 26 年 3 月 13 日に東京高等裁判所に控訴を提起してまいりました。

3. 判決の概要

- (1) 被控訴人（国）は、控訴人（当社）に対し、351億2394万1336円及びこれに対する平成 20 年 8 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、1、2 審を通じ、被控訴人の負担とする。
- (3) この判決の（1）は、本判決が被控訴人に送達された日から 14 日を経過したときは、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

上記判決は当社の主張をほぼ認めるものであります。

なお、この判決が当社の業績へ与える影響等につきましては、現時点で未確定であります。今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上